

負担を上回らないこと。

ロ 当該貸付けに係る契約の将来支払う返済金額の合計額と当該貸付けに係る契約の締結に関し当該組合員が負担する元本及び利息以外の金銭の合計額の合計額が当該債務に係る将来支払う返済金額の合計額を上回らないこと。

ハ 当該債務につき供されている物的担保以外の物的担保を供させないこと。

ニ 当該貸付けに係る契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該物的担保の条件が当該債務につき供されていた物的担保の条件に比して物的担保を供する者に不利とならないこと。

六 組合員又は当該組合員の親族で当該組合員と生計を一にする者の療養のために緊急に必要と認められる次のいずれかに掲げる療養費又は医療費を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約であつて、当該組合員の返済能力を超えないと認められるもの（トに掲げる医療費を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約については、当該組合員が現にトの貸付けに係る契約を締結していないものに限る。）

イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百五条第一項及び第四百七十七条に規定する高額療養費

ロ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十一条ノ六第一項に規定する高額療養費

ハ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第六十条の二第一項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）に規定する高額療養費

ニ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十七条の二第一項に規定する高額療養費

ホ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第六十二条の二第一項に規定する高額療養費

へ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十四条第一項に規定する高額療養費

ト イからへまでに該当しない医療費（所得税法第七十三条第二項に規定する医療費をいう。）

七 多重債務者等である組合員又は当該組合員の親族で当該組合員と生計を一にする者の生活のために緊急に必要と認められる資金の貸付けに係る契約（債務を既に負担している組合員が当該債務を弁済するために必要な資金の貸付けに係る契約を除く。）であつて、当該契約を締結することにより多重債務者等である組合員の経済生活の再生に寄与するとともに、当該組合員の返済能力を超えないと認められるもの

8 第一項第三十号及び前項第七号に規定する「多重債務者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 貸金業者その他の金融機関等からの金銭の借入れ等による債務を負っている者であつて、支払不能に陥るおそれのある者又は現に支払不能に陥っている者

二 過去に前号で定める者であつたため、又はその他の理由により、貸金業者その他の金融機関等からの金銭の借入れが難しい者

9 第一項第四十一号の帳簿を作成するときは、当該帳簿を保存すべき事業所等ごとに次の各号に掲げる書面の写しを保存することをもつて、当該各号に定める事項の記載に代えることができる。

一 第一項第三十四号及び第三十五号の規定により交付すべき書面第四十一号イに掲げる事項

二 第一項第三十六号及び第三十七号の規定により交付すべき書面第四十一号ロに掲げる事項

三 貸付けの契約に基づく債権の譲渡契約の書面（第一項第四十一号ホに掲げる事項を記載したものに限る。） 第一項第四十一号ホに掲げる事項

第⑤条 法第十四条第四項に規定する厚生労働省令で定める学校は、大学、大学院又は高等専門学校その他これらに準ずる教育施設とする。

(電磁的方法)

第⑥条 法第十七条第三項(法第五十六条第五項において準用する場合を含む。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的記録)

第⑦条 法第二十五条の二第三項第二号に規定する厚生労働省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

(新規)

【消費生活協同組合法施行規則】

(議決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二条の三 法第十七条第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

(新規)

(共済事業規約の記載事項)
第⑤条 法第二十六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新規)

- 一 事業の実施方法に関する事項
 - イ 被共済者又は共済の目的の範囲
 - ロ 共済事業を行う組合の委託を受けて当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者の共済契約の締結の代理又は媒介に係る権限に関する事項
 - ハ 共済金額及び共済期間の制限
 - ニ 被共済者又は共済の目的の選択及び共済契約締結の手續に関する事項
 - ホ 共済掛金の收受、共済金の支払及び共済掛金の払戻しその他の返戻金に関する事項
 - ヘ 共済証書の記載事項並びに共済契約申込書の記載事項及びこれに添付すべき書類の種類
 - ト 再共済又は再保険に関する事項
 - チ 共済契約の特約に関する事項
 - リ 契約者割戻し(法第五十条の十第一項に規定する契約者割戻しをいう。以下同じ。)に関する事項
 - ヌ 共済契約者に対して行う貸付けに関する事項
 - ル 共済金額、共済の種類又は共済期間を変更する場合に関する事項
 - ヲ 共済事業を行う他の組合との契約により連帯して共済契約による共済責任を負担し、かつ、当該共済責任について負担部分を有しない共済事業を行う組合(以下「共同事業組合」という。)においては、その旨
 - ワ その他事業の実施に関し必要な事項
- 二 共済契約に関する事項
- イ 組合が共済金を支払わなければならない事由
 - ロ 共済契約無効の原因

- ハ 組合がその義務を免れる事由
 - ニ 組合の義務の範囲を定める方法及びその義務の履行の時期
 - ホ 共済契約者又は被共済者がその義務を履行しないことによつて受ける損失
 - ヘ 共済契約の全部又は一部の解除の原因並びにその解除の場合において当事者が有する権利及び義務
 - ト 契約者割戻しを受ける権利を有する者がいる場合においては、その権利の範囲
 - チ 共済契約者に対して提示すべき重要事項
 - 三 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項
 - イ 共済掛金の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する事項
 - ロ 責任準備金（法第五十条の七に規定する責任準備金をいう。以下同じ。）の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する事項
 - ハ 返戻金の額その他の被共済者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額（以下「契約者価額」という。）の計算の方法及びその基礎に関する事項
 - ニ 契約者割戻しに充てるための準備金及び契約者割戻しの計算の方法に関する事項
 - ホ 未収共済掛金の計上に関する事項
 - ヘ 共済掛金積立金を計算する共済契約については、共済金額、共済の種類又は共済期間を変更する場合における計算の方法に関する事項
 - ト その他共済の数理に関して必要な事項
- 2 共同事業組合は、前項第一号トに掲げる事項及び同号イからルまでに掲げる事項に係る技術的事項、同項第二号イからチまでに掲げる事項並びに同項第三号イ及びハからトまでに掲げる事項を共済事業規約に記載しないことができる。

(責任共済事業規約の記載事項)

第⑤条 法第二十六条の三第二項に規定する責任共済等(法第二十六条の三第二項に規定する責任共済等をいう。以下同じ。)の事業の実施方法、共済契約及び共済掛金の額の算出方法に関して厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業の実施方法に関する事項

イ 被共済者又は共済の目的の範囲

ロ 共済事業を行う組合の委託を受けて当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者の共済契約の締結の代理又は媒介に係る権限に関する事項

ハ 共済金額及び共済期間の制限

ニ 共済契約締結の手續に関する事項

ホ 共済掛金の收受、共済金の支払及び共済掛金の払戻しその他の返戻金に関する事項

ヘ 共済証書の記載事項並びに共済契約申込書の記載事項及びこれに添付すべき書類の種類

ト 再共済の授受に関する事項

チ その他事業の実施に関し必要な事項

二 共済契約に関する事項

イ 組合が共済金を支払わなければならない事由

ロ 共済契約無効の原因

ハ 組合が共済契約に基づく義務を免れるべき事由

ニ 組合の義務の範囲を定める方法及びその義務の履行の時期

ホ 共済契約者又は被共済者とその義務を履行しないことによつて受ける損失

ヘ 共済契約の全部又は一部の解除の原因並びにその解除の場合において当事者が有する権利及び義務

ト 共済契約者に対して提示すべき重要事項

三 共済掛金の額の算出方法に関する事項

【消費生活協同組合法施行規則】

(責任共済事業規約の記載事項)

第二条の四 法第二十六条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業の実施方法に関する事項

イ 被共済者又は共済の目的の範囲

ロ 共済金額及び共済期間の制限

ハ 共済契約締結の手續に関する事項

ニ 共済掛金の收受、共済金の支払及び共済掛金の払戻しその他の返戻金に関する事項

ホ 共済証書の記載事項並びに共済契約申込書の記載事項及びこれに添付すべき書類の種類

ト 再共済の授受に関する事項

チ その他事業の実施に関し必要な事項

二 共済契約に関する事項

イ 組合が共済金を支払わなければならない事由

ロ 共済契約無効の原因

ハ 組合が共済契約に基づく義務を免れるべき事由

ニ 組合の義務の範囲を定める方法及びその義務の履行の時期

ホ 共済契約者又は被共済者とその義務を履行しないことによつて受ける損失

ヘ 共済契約の全部又は一部の解除の原因並びにその解除の場合において当事者が有する権利及び義務

ト 共済契約者に対して提示すべき重要事項

三 共済掛金の額の算出方法に関する事項

- イ 予定損害率に関する事項
- ロ 予定事業費率に関する事項
- ハ 共済掛金の計算に関する事項
- ニ 自動車損害賠償保障法第二十八条の三第三項において準用する同条第一項に規定する準備金の計算等に関する事項

(貸付事業規約の記載事項)

第③条 (略)

- イ 予定損害率に関する事項
- ロ 予定事業費率に関する事項
- ハ 共済掛金の計算に関する事項
- ニ 自動車損害賠償保障法第二十八条の三第三項において準用する同条第一項に規定する準備金の計算等に関する事項

(貸付事業規約の記載事項)

第二条の四の二 法第二十六条の四の厚生労働省令で定める事項は、

次に掲げる事項とする。

- 一 事業の実施方法に関する事項
- イ 貸付事業を行う事業所等の所在地及び電話番号その他の連絡先
- ロ 貸付事業の実施に必要な資金の調達方法
- ハ 組合の借入金額の最高限度
- ニ 貸付契約者、保証人又は貸付事業の目的の範囲
- ホ 貸付事業の業務を第三者に委託する場合の代理に係る権限に関する事項
- ヘ 貸付金額及び貸付期間の制限
- ト 貸付契約者又は貸付事業の目的の選択及び貸付契約締結の手續に関する事項
- チ 保証人及び保証契約締結の手續に関する事項
- リ 契約締結前の書面、契約締結時の書面及び受取証書の記載事項並びに貸付契約申込書の記載事項及びこれに添附すべき書類の種類
- ヌ 貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときにあらかじめ交付する書面の記載事項
- ル 貸付事業の業務に関する帳簿の閲覧又は謄写

(理事会の議事録)

第⑤条 法第三十条の五第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 理事会が開催された日時及び場所

ヲ 特定公正証書の作成

ワ 債権の譲渡の制限

カ 全額弁済時の債券証書の返還

ヨ 第二条の二の二第一項第一号から第五十六号までに掲げる措置を定める内部規則等の名称及び種類

タ 貸付契約を締結する際のアセスメントの方法及び生活再建計画の作成に関する事項

レ その他事業の実施に関し必要な事項

二 貸付けの契約に関する事項

イ 貸付けの利率

ロ みなし利息

ハ 賠償額の予定に関する事項

ニ 担保を供することが必要な場合における当該担保に関する事項

ホ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項

ヘ 保証人の保証の範囲に関する事項

ト 利息の計算方法

チ 貸付金の貸付け及び返済の方法その他金銭の授受に関する事項

リ その他貸付けの契約に関し必要な事項

(新規)

二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
イ 法第三十条の五第六項（法第七十三条において準用する場合
を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第二項の規
定による理事の請求を受けて招集されたもの

ロ 法第三十条の五第六項（法第七十三条において準用する場合
を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第三項の規
定により理事が招集したものの

ハ 法第三十条の三第三項において準用する会社法第三百八十三
条第二項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規
定による監事の請求を受けて招集されたもの

ニ 法第三十条の三第三項において準用する会社法第三百八十三
条第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規
定により監事が招集したものの

三 理事会の議事の経過の要領及びその結果

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事がある
ときは、当該理事の氏名

五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言
があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第三十条の三第三項において準用する会社法第三百八十
二条（法第七十三条において準用する場合を含む。）

ロ 法第三十条の三第三項において準用する会社法第三百八十
三条第一項本文（法第七十三条において準用する場合を含む。）

ハ 法第三十一条の二第三項（法第七十三条において準用する場
合を含む。）

六 理事会に出席した役員等又は組合員の氏名又は名称

七 理事会の議長の氏名

4 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定め
る事項を内容とするものとする。

一 法第三十条の六（法第七十三条において準用する場合を含
む。）の規定により理事会の決議があつたものとみなされた場合

次に掲げる事項

- イ 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - ロ イの事項の提案をした理事の氏名
 - ハ 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - ニ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名
- 二 法第三十条の八（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合次に掲げる事項
- イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ロ 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ハ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

（電子署名）

第⑤条 法第三十条の五第四項（法第七十三条において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

- 2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
- 一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
 - 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるとあること。

（報酬等の額の算定方法）

第⑥条 法第三十一条の三第四項（法第三十一条の八第四項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員が当該組合の職員を兼ねている場合における当該職員の報

（新規）

（新規）

酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。)として組合から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の事業年度(法第三十一条の三第四項(法第三十一条の八第四項において準用する場合を含む。))の決議を行つた当該総会の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。)ごとの合計額(当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 当該役員が当該組合から受けた退職慰労金の額

(2) 当該役員が当該組合の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3) (1)又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

ロ 当該役員がその職に就いていた年数(当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

(1) 代表理事 六

(2) 代表理事以外の理事 四

(3) 監事又は会計監査人 二

(責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等)

第⑨条 法第三十一条の三第七項(法第三十一条の八第四項において準用する場合を含む。)に規定する退職慰労金その他の厚生労働省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。

一 退職慰労金

二 当該役員が当該組合の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

(新規)

(責任追及等の訴えの提起の請求方法)

第⑤条 法第三十一条の六において準用する会社法第八百四十七条第一項(法第七十三条において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 被告となるべき者
- 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第⑥条 法第三十一条の六において準用する会社法第八百四十七条第四項(法第七十三条において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 組合が行った調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む。)
- 二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断
- 三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え(法第三十一条の六において準用する会社法第八百四十七条第一項(法第七十三条において準用する場合を含む。))に規定する責任追及等の訴えをいう。)を提起しないときは、その理由

(総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法)

第⑦条 法第三十五条第四項(法第七十三条において準用する場合を含む。))に規定する厚生労働省令で定める方法は、第⑤条第一項第二号に掲げる方法とする。

(招集の決定事項)

(新規)

(新規)

【消費生活協同組合法施行規則】

(法第三十五条第四項の厚生労働省令で定める方法)
第二条の五 法第三十五条第四項に規定する厚生労働省令で定める方法は、第二条の三第二号に掲げる方法とする。

第③条 法第三十七条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める

事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十四条に規定する通常総会の日が前事業年度に係る通常総会の日に対応する日と著しく離れた日であるときは、その日時を決定した理由

二 法第三十七条第一項第一号に規定する総会の場所が過去に開催した総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき（次に掲げる場合を除く。）は、その場所を決定した理由

イ 当該場所が定款で定められたものである場合

ロ 当該場所で開催することについて総会に出席しない組合員全員の同意がある場合

三 総会に出席しない組合員が書面によつて議決権を行使することができる旨又は総会に出席しない組合員が電磁的方法によつて議決権を行使することができる旨を定款で定めたときは、次に掲げる事項（定款にイからハに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

イ 特定の時（総会の日時以前の時であつて、法第三十八条第一項の規定により通知を發した時から十日間を経過した時以後の時に限る。以下この号において同じ。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ロ 特定の時をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。）の欄に記載がない組合員が議決権を行使するための書面が組合に提出された場合における各議案についての賛成、反対又はいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

四 法第十七条第二項の規定による代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議

（新規）

決権の行使に関する事項を定めるとき（定款に当該事項についての定めがある場合を除く。）は、その事項

（電磁的方法による通知の承諾等）

第⑤条 法第三十八条第二項（法第四十七条第六項において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、次の各号に定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

- (1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- (2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 ファイルへの記録の方式

2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（新規）

(共済事業規約の変更の総会の決議を要しない事項)

第②条 法第四十条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の實質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理
- 二 第③条第一項第三号に掲げる事項の設定又は変更
- 三 責任共済等の事業についての共済事業規約の変更

(定款変更の認可申請)

第③条 法第四十条第四項の規定による定款変更の認可の申請書には、定款変更の新旧の比較対照表及び理由を記載した書面並びに総会の議事録の謄本を添附しなければならない。

2 前項の定款変更の認可の申請書が、新たに事業を經營する場合に係るものであるときは、同項の書類の外、事業計画書を添附しなければならない。

3 出資一口の金額の減少に関する定款変更の認可の申請書には、第一項に掲げた書類のほか、財産目録及び貸借対照表並びに法第四十条第三項の規定による公告及び催告をしたこと、若しくは異議を述べた債権者があるときは、法第四十九の二条第二項の規定により、これに対し、弁済し、若しくは、担保を供し、若しくは信託をしたこと又は出資一口の金額を減少してもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

(組合の定款の変更の認可を要しない事項)

第④条 法第四十条第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、以下に掲げる事項とする。

- 一 主たる事務所又は従たる事務所の所在地の名称の変更
- 二 関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の實質

(新規)

【消費生活協同組合法施行規則】

(定款変更の認可申請)

第四条 法第四十三条第三項の規定による定款変更の認可の申請書には、定款変更の条項(新旧の比較対照表を含む。)及び理由を記載した書面及び総会の議事録の謄本を添附しなければならない。

2 前項の定款変更の認可の申請書が、新たに事業を經營する場合に係るものであるときは、同項の書類の外、事業計画書を添附しなければならない。

3 出資一口の金額の減少に関する定款変更の認可の申請書には、第一項に掲げた書類のほか、財産目録及び貸借対照表並びに法第四十条第二項の規定による公告及び催告をしたこと、若しくは異議を述べた債権者があるときは、法第五十条第二項の規定により、これに対し、弁済し、若しくは、担保を供し、若しくは信託をしたこと又は出資一口の金額を減少してもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

【消費生活協同組合法施行規則】

(法第四十三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第五条 法第四十三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第二十六条第一項第四号に掲げる事項とする。

的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理

(共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可申請)

第⑤条 法第四十条第五項に規定する規約の設定の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該規約及び理由を記載した書面

二 定款

三 最終の決算関係書類(法第三十一条の七第二項に規定する決算関係書類をいう。以下同じ。)(剰余金処分案及び損失処理案を除く。)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書

四 総会の議事録の謄本

2 法第四十条第五項に規定する規約の変更の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該規約変更の新旧の比較対照表及び理由を記載した書面

二 定款

三 最終の決算関係書類(剰余金処分案及び損失処理案を除く。)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書

四 総会の議事録の謄本(第⑤条各号に定める事項に係る共済事業規約の変更を行う場合を除く。)

3 法第四十条第五項に規定する規約の廃止の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該規約及び理由を記載した書面

二 定款

三 総会の議事録の謄本

(貸付事業規約の設定、変更又は廃止の認可申請)

第⑥条 法第四十条第六項に規定する規約の設定の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該規約及び理由を記載した書面

二 定款

(新規)

(貸付事業規約の設定、変更又は廃止の認可申請)

第五条の二 法第四十三条第五項に規定する規約の設定の認可の申請書には、当該規約及び理由を記載した書面並びに定款、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、内部規則等、及び総会の議事録の謄本を添付しなければならない。

三 最終の決算関係書類（剰余金処分案及び損失処理案を除く。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書

四 内部規則等

五 総会の議事録の謄本

2 法第四十条第六項に規定する規約の変更の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該規約変更の新旧の比較対照表及び理由を記載した書面
二 定款

三 最終の決算関係書類（剰余金処分案及び損失処理案をく。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書

四 内部規則等

五 総会の議事録の謄本

3 法第四十条第六項に規定する規約の廃止の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該規約及び理由を記載した書面

二 定款

三 総会の議事録の謄本

（役員の説明義務）

第⑥条 法第四十三条（法第七十三条において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 組合員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 当該組合員が総会の日より相当の期間前に当該事項を組合に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 組合員が説明を求めた事項について説明をすることにより組合その他の者（当該組合員を除く。）の権利を侵害することとなる

2 法第四十三条第五項に規定する規約の変更の認可の申請書には、当該規約変更の新旧の比較対照表及び理由を記載した書面並びに定款、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、内部規則等、及び総会の議事録の謄本を添付しなければならない。

3 法第四十三条第五項に規定する規約の廃止の認可の申請書には、当該規約及び理由を記載した書面並びに定款、及び総会の議事録の謄本を添付しなければならない。

（新規）

場合

- 三 組合員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求めた場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、組合員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議事録)

第⑤条 法第四十五条第一項の規定による総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

- 2 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
- 3 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 総会が開催された日時及び場所

二 総会の議事の経過の要領及びその結果

三 次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要

イ 法第三十条の三第三項及び法第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百四十五条第一項

ロ 法第三十条の三第三項及び法第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百四十五条第二項

ハ 法第三十条の三第三項において準用する会社法第三百八十四条

ニ 法第三十条の三第三項において準用する会社法第三百八十七

ホ 法第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十

ヘ 法第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十

四 総会に出席した理事及び監事の氏名

(新規)

- 五 総会の議長の氏名
- 六 議事録を作成した理事の氏名

(区分経理)

第⑤条 法第五十条の三第三項の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事項とする。

- 一 病院又は診療所を営む事業
- 二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けて実施する事業
- 三 法令に基づく事業であつて、社会保険料をもつてその財源とするもの又は国若しくは地方公共団体がその要する費用の全部若しくは一部を負担し、若しくは補助するもの
- 四 国若しくは地方公共団体がその要する費用の全部若しくは一部を補助する事業（第三号を除く。）

第⑥条 法第五十条の三第三項の厚生労働省令で定めるものは、以下に定める事業であつて定款に定めるものとする。

- 一 法第十条第一項第六号の事業
- 二 法第十条第一項第七号の事業
- 三 前二号に掲げる事業のほか、第⑤条に規定する事業から生じた利益をその財源に充てることが適当な事業

(共済事業の運営に関する措置)

第⑦条 共済事業を行う組合は、法第五十条の六の規定により、その共済事業に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 共済金等の額を外国通貨をもつて表示する共済契約の締結に際して、当該組合の役員又は使用人が、共済契約者に対し、共済金等の支払時における外国為替相場により本邦通貨に換算した共済金等の額が、共済契約時における外国為替相場により本邦通貨に換算した共済金等の額を下回る場合があることを記載した書面の

(新規)

(新規)

(新規)